

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書						
【提出先】	関東財務局長						
【提出日】	平成29年2月14日						
【会社名】	株式会社ドリコム						
【英訳名】	Drecom Co.,Ltd.						
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 内藤 裕紀						
【本店の所在の場所】	東京都目黒区下目黒一丁目8番1号 目黒雅叙園アルコタワー17階						
【電話番号】	03 - 6682 - 5700 (代表)						
【事務連絡者氏名】	取締役 後藤 英紀						
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区下目黒一丁目8番1号 目黒雅叙園アルコタワー17階						
【電話番号】	03 - 6682 - 5700 (代表)						
【事務連絡者氏名】	取締役 後藤 英紀						
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式						
【届出の対象とした募集(売出)金額】	<table border="0"> <tr> <td>その他の者に対する割当</td> <td>207,691,120円</td> </tr> <tr> <td>一般募集</td> <td>720,047,680円</td> </tr> <tr> <td>オーバーアロットメントによる売出し</td> <td>95,857,440円</td> </tr> </table> <p>(注) 1 その他の者に対する割当の募集金額は、発行価額の総額であり、平成29年2月7日(火)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p> <p>2 一般募集の募集金額は、発行価額の総額であり、平成29年2月7日(火)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p> <p>ただし、今回の一般募集における募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。</p> <p>3 売出金額は、売出価額の総額であり、平成29年2月7日(火)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p>	その他の者に対する割当	207,691,120円	一般募集	720,047,680円	オーバーアロットメントによる売出し	95,857,440円
その他の者に対する割当	207,691,120円						
一般募集	720,047,680円						
オーバーアロットメントによる売出し	95,857,440円						
【安定操作に関する事項】	<p>1 今回の募集(一般募集によるものをいい、その他の者に対する割当によるものを除く。)及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。</p> <p>2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。</p>						
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)						

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	428,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

- (注) 1 平成29年2月14日(火)開催の取締役会決議によります。
- 2 上記発行数は、後記「2 株式募集の方法及び条件 (1) 募集の方法」に記載のとおり、一般募集による新株式発行(以下、「一般募集」という。)337,000株及びその他の者に対する割当(以下、「その他の者に対する割当」という。)91,000株の合計であります。
- 3 一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、42,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 4 一般募集及びその他の者に対する割当とは別に、平成29年2月14日(火)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式42,000株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。
- 5 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 6 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

一般募集については、平成29年2月22日(水)から平成29年2月27日(月)までの間のいずれかの日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け(一般募集)」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

その他の者に対する割当については、上記一般募集における発行価格と同一の発行価格にて第三者割当を行います。

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	91,000株	207,691,120	103,845,560
一般募集	337,000株	720,047,680	360,023,840
計(総発行株式)	428,000株	927,738,800	463,869,400

- (注) 1 一般募集については、金融商品取引業者の買取引受けにより募集し、その他の者に対する割当については、第三者割当の方法によります。その他の者に対する割当については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 その他の者に対する割当について」及び後記「第3 第三者割当の場合の特記事項」もご参照下さい。
- 2 一般募集の発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、一般募集及びその他の者に対する割当の資本組入額の総額は、それぞれ会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
- 4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成29年2月7日(火)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2)【募集の条件】(一般募集)

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1、2 (発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。)	未定 (注)1、2	未定 (注)1	100株	自 平成29年2月28日(火) 至 平成29年3月1日(水) (注)3	1株につき発行価格と同一の金額	平成29年3月6日(月) (注)3

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況等を勘案した上で、平成29年2月22日(水)から平成29年2月27日(月)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より1株当たりの払込金として受取る金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、一般募集の資本組入額は、一般募集の資本組入額の総額を一般募集の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、一般募集の資本組入額、その他の者に対する割当の資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(その他の者に対する割当の発行価額の総額、その他の者に対する割当の資本組入額の総額、一般募集の発行価額の総額、一般募集の資本組入額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額の計、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.drecom.co.jp/ir/news/>)(以下、「新聞等」という。)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成29年2月21日(火)から平成29年2月27日(月)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成29年2月22日(水)から平成29年2月27日(月)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成29年2月22日(水)の場合、申込期間は「自 平成29年2月23日(木) 至 平成29年2月24日(金)」、払込期日は「平成29年3月1日(水)」

発行価格等決定日が平成29年2月23日(木)の場合、申込期間は「自 平成29年2月24日(金) 至 平成29年2月27日(月)」、払込期日は「平成29年3月2日(木)」

発行価格等決定日が平成29年2月24日(金)の場合、申込期間は「自 平成29年2月27日(月) 至 平成29年2月28日(火)」、払込期日は「平成29年3月3日(金)」

発行価格等決定日が平成29年2月27日(月)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意ください。

4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所(一般募集)へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。

6 申込証拠金には、利息をつけません。

## 7 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがいまして、

発行価格等決定日が平成29年2月22日(水)の場合、受渡期日は「平成29年3月2日(木)」

発行価格等決定日が平成29年2月23日(木)の場合、受渡期日は「平成29年3月3日(金)」

発行価格等決定日が平成29年2月24日(金)の場合、受渡期日は「平成29年3月6日(月)」

発行価格等決定日が平成29年2月27日(月)の場合、受渡期日は「平成29年3月7日(火)」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

## (3) 【申込取扱場所】(一般募集)

後記「3 株式の引受け(一般募集)」欄に記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店及び国内各支店で申込みの取扱いをいたします。

## (4) 【払込取扱場所】(一般募集)

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 日比谷支店	東京都港区西新橋一丁目3番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

## (5) 【募集の条件】(その他の者に対する割当)

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	100株	自 平成29年2月28日(火) 至 平成29年3月1日(水) (注) 1	該当事項はありません。	平成29年3月6日(月) (注) 1

(注) 1 発行価格、申込期間及び払込期日については、前記「(2) 募集の条件(一般募集)」において決定される発行価格、申込期間及び払込期日とそれぞれ同一といたします。なお、その他の者に対する割当の資本組入額は、その他の者に対する割当の資本組入額の総額をその他の者に対する割当の発行数で除した金額とします。

2 全株式を楽天株式会社に割当て、一般募集は行いません。

3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。

4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所(その他の者に対する割当)へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所(その他の者に対する割当)へ発行価格を払込むものとします。

## (6) 【申込取扱場所】(その他の者に対する割当)

店名	所在地
株式会社ドリコム 本店	東京都目黒区下目黒一丁目8番1号 目黒雅叙園アルコタワー17階

## (7) 【払込取扱場所】(その他の者に対する割当)

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 日比谷支店	東京都港区西新橋一丁目3番1号

### 3【株式の引受け】(一般募集)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	235,900株	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所(一般募集)へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	67,400株	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	33,700株	
計		337,000株	

(注) その他の者に対する割当については、株式の引受けは行いません。

### 4【新規発行による手取金の使途】

#### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
927,738,800	15,000,000	912,738,800

- (注) 1 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、一般募集及びその他の者に対する割当に係るそれぞれの合計額であります。
- 2 一般募集の引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
- 3 払込金額の総額(発行価額の総額の計)は、平成29年2月7日(火)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

#### (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額912,738,800円については、一般募集及びその他の者に対する割当と同日付をもって取締役会で決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限88,738,880円と合わせた手取概算額合計上限1,001,477,680円について、当社グループの財務基盤の強化のため、全額を平成29年6月末までに、新規ソーシャルゲームの開発資金及び運転資金への充当を目的に調達した短期借入金1,015,840,000円及び長期借入金265,238,000円の返済資金の一部に充当する予定であります。

なお、上記手取金について、実際の充当期間までは、当社預金口座にて適切に管理いたします。

当社グループは、今後も継続して新規IPソーシャルゲームの開発に取り組むための財務余力を創出することが重要であると考えております。今般の調達資金を当社の借入金の返済資金に充当することにより、財務基盤を強化し、また、新規IPソーシャルゲームの開発体制を整備することで、IPソーシャルゲームに焦点をあてた戦略を着実に推進し、更なる企業価値の向上に取り組む所存であります。

## 第2【売出要項】

## 1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	42,000株	95,857,440	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社

（注）1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、42,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出しであります。上記の売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、一般募集の資本組入額、その他の者に対する割当の資本組入額、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（その他の者に対する割当の発行価額の総額、その他の者に対する割当の資本組入額の総額、一般募集の発行価額の総額、一般募集の資本組入額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額の計、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.drecom.co.jp/ir/news/>）（新聞等）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

## 2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 3 売出価額の総額は、平成29年2月7日（火）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## 2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 （注）1	自 平成29年 2月28日（火） 至 平成29年 3月1日（水） （注）1	100株	1株につき売 出価格と同一 の金額	大和証券株式 会社及びその 委託販売先金 融商品取引業 者の本店及び 国内各支店		

（注）1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件（一般募集）」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式の受渡期日については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件（一般募集）」における株式の受渡期日と同一といたします。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、42,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成29年2月14日（火）開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式42,000株の第三者割当増資（本件第三者割当増資）を平成29年3月15日（水）を払込期日として行うことを決議しております。また、同取締役会において、本件第三者割当増資について、会社法上の払込金額は、一般募集における発行価額と同一の金額とすること、会社法上の増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げること、及び会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。

大和証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成29年3月10日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当てに応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借受けは行われません。したがって、この場合には、大和証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注） シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成29年2月22日（水）の場合、「平成29年2月25日（土）から平成29年3月10日（金）までの間」

発行価格等決定日が平成29年2月23日（木）の場合、「平成29年2月28日（火）から平成29年3月10日（金）までの間」

発行価格等決定日が平成29年2月24日（金）の場合、「平成29年3月1日（水）から平成29年3月10日（金）までの間」

発行価格等決定日が平成29年2月27日（月）の場合、「平成29年3月2日（木）から平成29年3月10日（金）までの間」

となります。

### 2 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である内藤裕紀は、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等を行わない旨合意しております。

また、その他の者に対する割当の割当先である楽天株式会社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等を行わない旨合意しております。なお、楽天株式会社の当社株式の保有方針については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 e . 株券等の保有方針」をご参照下さい。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券

の発行等(ただし、一般募集、その他の者に対する割当、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

### 3 その他の者に対する割当について

一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しと並行して、当社は平成29年2月14日(火)開催の取締役会において楽天株式会社を割当先とする当社普通株式91,000株の第三者割当増資(その他の者に対する割当)を行うことを決議しております。

後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、引き続き楽天株式会社との持分法適用関係を維持し、協力関係をより一層強化するためにその他の者に対する割当を行うものであります。その他の者に対する割当にあたり、当社は日本証券業協会の定める株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則第2条第3項に基づく一般募集の引受人からの要請を遵守しており、仮にその他の者に対する割当が一般募集における親引け(発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)として行われた場合であっても、同規則第2条第2項に規定する親引けの禁止の例外に該当するものであります。なお、一般募集が中止となる場合は、楽天株式会社を割当先とするその他の者に対する割当も中止いたします。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称		楽天株式会社	
	本店の所在地		東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第19期 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)		平成28年3月30日 関東財務局長に提出
		四半期報告書 事業年度 第20期第1四半期 (自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)		平成28年5月12日 関東財務局長に提出
		四半期報告書 事業年度 第20期第2四半期 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)		平成28年8月4日 関東財務局長に提出
四半期報告書 事業年度 第20期第3四半期 (自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日)		平成28年11月10日 関東財務局長に提出		
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	提出者が保有している割当予定先の株式の数 (平成28年9月30日現在)		
		割当予定先が保有している提出者の株式の数 (平成28年9月30日現在)	2,675,000株	
	人事関係	割当予定先の執行役員1名が当社の非常勤取締役を兼務しております。		
	資金関係	該当事項はありません。		
	技術又は取引等の関係	該当事項はありません。		

c . 割当予定先の選定理由	<p>割当予定先と当社は、我が国のインターネットサービス領域におけるリーディングカンパニーとなることを目指し、平成20年以來の資本・業務提携関係を活かし、様々な領域で連携をとり、各社の事業拡大に繋げてきました。</p> <p>割当予定先は、平成20年4月に、当社の総議決権数の20.02%を保有する主要株主となり、当社は割当予定先の持分法適用関連会社となりました。割当予定先は、平成28年9月30日現在、当社の総議決権数の19.24%を保有しております。</p> <p>また、平成26年9月にはソーシャルラーニング事業の成長をさらに加速させるべく、当社において得た継続学習ノウハウと、楽天経済圏との連携を図り、ユーザー規模の拡大に向けた協業を深め、より付加価値の高い教育サービスを開発/提供することを目的に、合併会社である株式会社ReDucateを設立し、当該提携の更なる効果発現に取り組んでおります。</p> <p>以上のような割当予定先の当社株式の保有及び資本・業務提携関係に照らして、引き続き割当予定先との持分法適用関係を維持することが当社グループの企業価値向上に資するものと考え、その他の者に対する割当の割当予定先といたしました。</p>
d . 割り当てようとする株式の数	当社普通株式 91,000株
e . 株券等の保有方針	<p>割当予定先である楽天株式会社は、保有する当社株式及びその他の者に対する割当により取得する当社株式を長期的に保有する方針であります。</p> <p>当社は割当予定先との間において、払込期日より2年間、割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることについて同意することにつき、確約書を締結する予定です。なお、割当予定先は、大和証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(ロックアップ期間)中は、当社株式の売却等を行わないことに合意しております。</p>
f . 払込みに要する資金等の状況	当社は、割当予定先の払込みに要する財産の存在について、割当予定先が提出した四半期報告書(第20期第3四半期)により、割当予定先が割当予定株式の払込金額の払込みに足りる現金及び現金同等物を保有していることを確認しております。
g . 割当予定先の実態	割当予定先は、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しており、割当予定先が同取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書に記載している反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を、同取引所のホームページにて確認することにより、当社は、割当予定先及びその役員が反社会的勢力と一切の関係を有していないものと判断しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

### 3【発行条件に関する事項】

#### (1) 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

その他の者に対する割当の払込金額は、一般募集における発行価格と同額といたします。一般募集における発行価格は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により決定いたします。

したがって、当該その他の者に対する割当の払込金額の決定方法は、会社法第201条第2項に定める「公正な価額による払込みを実現するために適当な払込金額の決定の方法」に該当する適切な決定方法であると当社は判断しており、その他の者に対する割当の払込金額は会社法に定める特に有利な金額には該当しないものと判断しております。なお、払込金額の決定方法に係る適法性につきましては、当社監査等委員会(社外取締役3名で構成)が、払込金額の決定方法は合理的なものであり、会社法に定める特に有利な金額には該当しない旨意見を表明しております。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

その他の者に対する割当により発行される株式数は91,000株(議決権の数910個)であり、平成29年2月14日現在の当社普通株式の発行済株式総数13,901,000株に対する割合は0.65%(平成28年9月30日現在の総議決権数138,997個に対する割合は0.65%)に相当するものであります。なお、一般募集及びその他の者に対する割当並びに本件第三者割当増資により発行される合計株式数は最大470,000株(議決権の数最大4,700個)であり、平成29年2月14日現在の当社の発行済株式総数13,901,000株に対する割合は最大3.38%(平成28年9月30日現在の総議決権数138,997個に対する割合は最大3.38%)に相当するものであります。これにより、株式の希薄化が生じることとなりますが、今回の調達資金を借入金の返済資金に充当することによって、財務余力を創出し、IPソーシャルゲームに焦点をあてた戦略を着実に推進することが、中長期的な観点から当社グループの企業価値の向上に繋がるものと考えており、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。なお、資金使途につきましては、前記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」をご参照下さい。

### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
内藤 裕紀	東京都港区	5,390,000	38.77	5,390,000	37.50
楽天株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番 1号	2,675,000	19.24	2,766,000	19.24
廣瀬 敏正	東京都世田谷区	366,800	2.63	366,800	2.55
DAIWA CM SINGAPORE LTD- NOMINEE YOHEI INOUE (常任代理人 大和証券株式 会社)	6 SHENTON WAY #26-08 DBS BUILDING TOWER TWO SINGAPORE 068809 (東京都千代田区丸の内一丁目 9番1号)	255,000	1.83	255,000	1.77
資産管理サービス信託銀行株式 会社 (信託E口)	東京都中央区晴海一丁目8番12 号	233,200	1.67	233,200	1.62
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1 号	155,700	1.12	155,700	1.08
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11 号	108,400	0.77	108,400	0.75
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内二丁目 7番1号)	104,700	0.75	104,700	0.72
小柳 滋	滋賀県草津市	95,000	0.68	95,000	0.66
CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED PB OMN IBUS CLIENT ACCOUNT (常任代理人 クレディ・スイ ス証券株式会社)	ONE CABOT SQUARE LONDON E14 4QJ (東京都港区六本木一丁目6番 1号)	80,100	0.57	80,100	0.55
計	-	9,463,900	68.08	9,554,900	66.49

(注) 1 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は平成28年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。また、信託銀行等の信託業務に係る株式数については、当社として網羅的に把握することができないため、株主名簿上の名義で保有株式数を記載しております。

2 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成28年9月30日現在の所有株式数及び総議決権数に一般募集及びその他の者に対する割当による増加分を加味し、本件第三者割当増資に対する申込みが全て行われた場合の数字であります。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴ  **DRECOM** with entertainment を記載いたします。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

### 1 募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令（以下、「金商法施行令」という。）第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下、「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間（ 1 ））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（ 2 ）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（ 3 ）の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（ 2 ）に係る有価証券の借入れ（ 3 ）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成29年2月15日（水）から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成29年2月22日（水）から平成29年2月27日（月）までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

・先物取引

・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り

・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

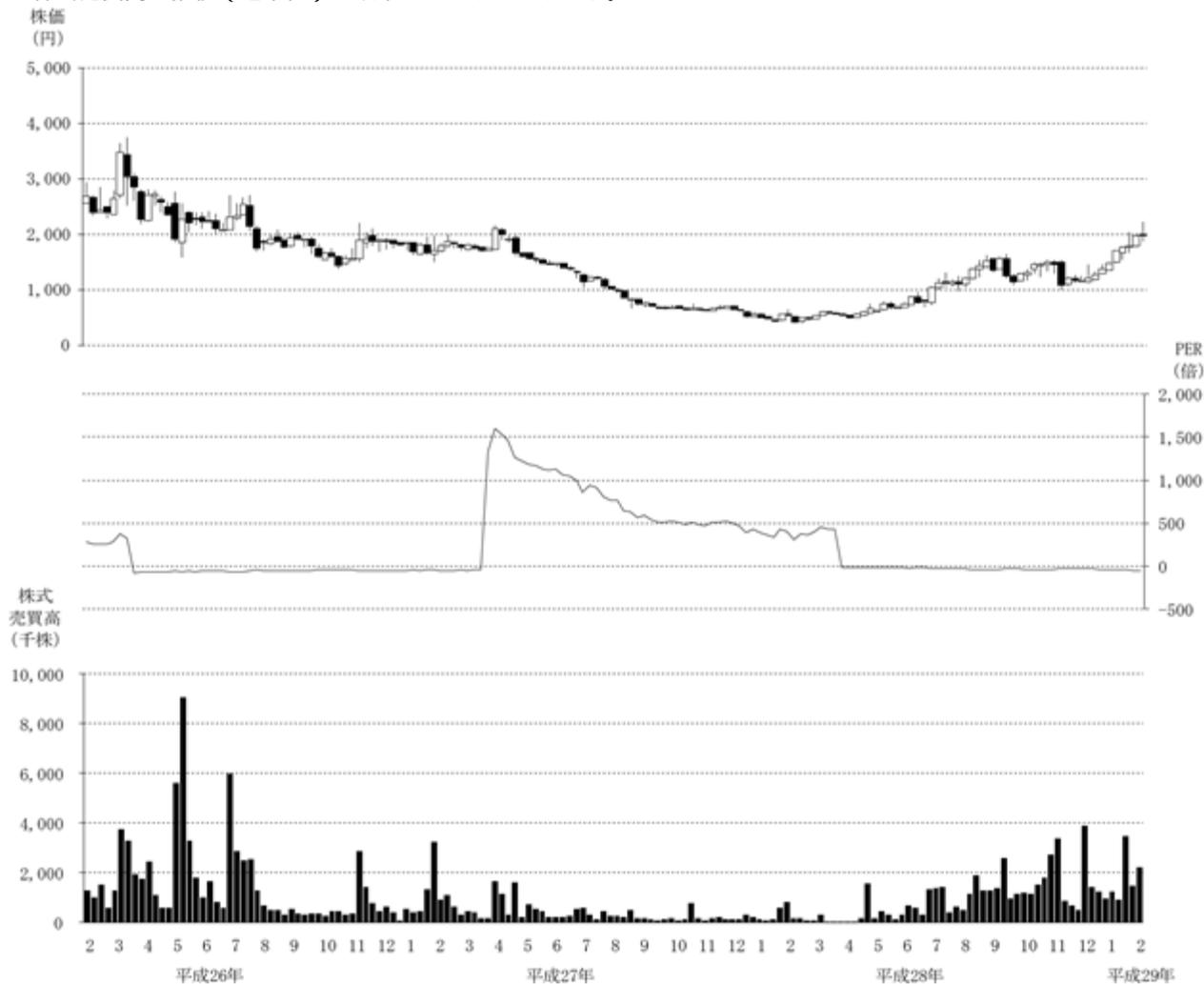
2 今後、発行価格等（発行価格、発行価額、一般募集の資本組入額、その他の者に対する割当の資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（その他の者に対する割当の発行価額の総額、その他の者に対する割当の資本組入額の総額、一般募集の発行価額の総額、一般募集の資本組入額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額の計、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（〔URL〕<http://www.drecom.co.jp/ir/news/>）（以下、「新聞等」という。）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

[ 株価情報等 ]

1 【 株価、P E R 及び株式売買高の推移 】

平成26年2月10日から平成29年2月3日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



(注) 1 当社は、平成26年4月1日付で当社普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、株価、P E R 及び株式売買高の推移(週単位)については、下記(注)2乃至4記載のとおり、当該分割を考慮したものとしております。

- 2 ・ 株価グラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しています。なお、平成26年4月1日付株式分割の権利落ち前の株価については、当該株価を100で除した数値を株価としております。
- ・ 始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しています。
  - ・ 終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しています。

3 P E R の算出は、以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純損益(連結)}}$$

- ・ 週末の終値については、平成26年4月1日付株式分割の権利落ち前は当該終値を100で除した数値を週末の終値としております。
- ・ 平成26年2月10日から平成26年3月31日については、平成25年3月期有価証券報告書の平成25年3月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を100で除した数値を使用。
- ・ 平成26年4月1日から平成27年3月31日については、平成26年3月期有価証券報告書の平成26年3月期の財務諸表の1株当たり当期純損失を使用。
- ・ 平成27年4月1日から平成28年3月31日については、平成27年3月期有価証券報告書の平成27年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

・平成28年4月1日から平成29年2月3日については、平成28年3月期有価証券報告書の平成28年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純損失を使用。

(平成26年3月期及び平成28年3月期は1株当たり当期純損失を計上しているため、P E Rはマイナスとなっています。)

- 4 株式売買高については、平成26年4月1日付株式分割の権利落ち前は当該株式売買高に100を乗じた数値を株式売買高としております。

## 2【大量保有報告書等の提出状況】

平成28年8月14日から平成29年2月7日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第15期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)平成28年6月23日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第16期第1四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)平成28年8月10日関東財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第16期第2四半期(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日)平成28年11月10日関東財務局長に提出

#### 4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第16期第3四半期(自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日)平成29年2月10日関東財務局長に提出

#### 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年2月14日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成28年7月1日に関東財務局長に提出

#### 6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年2月14日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成28年8月4日に関東財務局長に提出

#### 7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年2月14日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成28年11月4日に関東財務局長に提出

#### 8【訂正報告書】

訂正報告書(上記1の有価証券報告書の訂正報告書)を平成29年2月14日に関東財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類である有価証券報告書（訂正報告書により訂正された内容を含む。以下同じ。）及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成29年2月14日）までの間において、変更及び追加すべき事項が生じております。以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については\_\_\_\_\_ 〆で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下の「事業等のリスク」に記載した事項を除き、本有価証券届出書提出日（平成29年2月14日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

### 〔事業等のリスク〕

当社グループはインターネット関連技術に基づく事業を展開しており、主な事業はコンテンツサービス及び広告メディアサービスであります。

以下において、当社グループの事業展開上のリスク要因となりうる主な事項を記載しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成29年2月14日）時点において当社グループが判断したものであります。

#### 外部環境に関するリスクについて

##### （イ）事業対象である市場について

当社グループが展開する事業の多くはソーシャルゲーム（モバイル端末上で複数のユーザーが同時にプレイし競い合う又は国外のプラットフォーム運営事業者を介してモバイル端末上にダウンロードされた若しくは国内のプラットフォーム運営事業者が運営するプラットフォーム・サービス上でプレイするゲーム）に関連する事業となっております。

ソーシャルゲーム市場は、モバイル端末の急速な普及に伴い、急成長を遂げてまいりましたが、市場の成熟化が進み、成長は鈍化してきております。また、ユーザーのサービスに対する要求水準の上昇やモバイル端末の技術的な向上によるゲームシステムの複雑化及びそれに伴う開発期間の長期化や開発費の高騰等を背景に、既存のサービス提供者間の競争も激化しております。

こうした昨今の市場環境の変化は、今後当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、新たな法的規制の導入や通信事業者の動向等により市場の成長が鈍化した場合にも、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、これらの要因から、今後ソーシャルゲーム市場が衰退した場合、ソーシャルゲームに関連する事業の譲渡や撤退を余儀なくされる可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

##### （ロ）技術革新について

当社グループはインターネット関連技術に基づいて事業を展開しておりますが、この分野は、技術革新のスピードやユーザーニーズの変化が速いだけでなく、新技術又は新サービスが次々と登場してくることやサービスのライフサイクルが比較的短いことが特徴となっております。当社グループでは、常にこれらに対応し業界内で確固たる地位を確立し、それらに伴うサービスモデルの変更や新機能に対応したサービス等を当社グループのサービスに活用するために、積極的な技術開発を行っております。しかしながら、技術革新等への対応が遅れた場合や予想外に研究開発費等の費用が増大した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

##### （ハ）競合について

当社グループは、ユーザーニーズに合致した競争力の高いサービスの提供を目指し、事業を展開しております。しかしながら、新規事業者の参入や競合するサービスの品質の向上等により、一層の競争の激化が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

##### （ニ）法規制について

当社グループは、関連する法規制の遵守は経営上の重要な課題であると認識しており、今後も各種法規制を遵守してまいります。しかしながら、今後社会情勢の変化によって法規制が新設、改正又は強化された場合には、当社グループの事業が制約を受け、その対応に多大な費用等を要する可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## 事業運営に関するリスク

## (イ) ソーシャルゲームの企画、開発及び運営について

当社グループは、ソーシャルゲームの企画、開発及び運営を軸とした、ソーシャルゲーム事業を展開しており、当社グループの提供するソーシャルゲームは国内外の幅広いユーザーから一定の支持を得ていると考えております。

しかしながら、当該業界においては、ユーザーのサービスへの要求水準は上昇し続けており、ユーザーの嗜好変化も激しさを増しているものと認識しております。当社グループは、ユーザーニーズの的確な把握及びその対応に努めておりますが、ソーシャルゲームの開発及び運営においてこれらニーズへの十分な対応が困難となった場合には、既存タイトルの収益性低下や新規タイトルの不振等の状況が生じ、事業運営の縮小や中止等を余儀なくされる可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (ロ) IPソーシャルゲームに焦点をあてた戦略について

当社グループは、平成28年3月期より、IPソーシャルゲーム（IPコンテンツ（知的財産。アニメ、コミック、ゲーム等のコンテンツを指す）を主体としたゲーム）に焦点をあてた戦略に注力しております。同戦略では、外部のIPプロジェクト・パートナー（IPコンテンツやその使用权を有する事業者。以下「パートナー」という。）と共同で、複数のIPソーシャルゲームを企画、開発及び運営することを核としており、現在複数タイトルのIPソーシャルゲームの開発を推進しております。パートナーとの共同開発では、開発及び運営に伴う費用の分担によりリスクが抑制される等メリットが享受できる一方、パートナー各社にて事業方針の転換又は変更等が生じた場合には、必ずしも当社グループが企図する事業運営が推進できない可能性があります。主要なIPプロジェクトにおいて、大幅な事業方針の変更又は投資額の縮小若しくは延期又は中止等が決定された場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、複数のIPソーシャルゲームを企画、開発及び運営するにあたり、社内の人材育成、社外からの人材登用及び社外の開発パートナーとの協業等が想定どおりに進まない場合や当社グループの想定を上回る人材流出が発生した場合には、企画及び開発の遅延又は運用サービスの競争力の低下等によって事業戦略の進展が制約され、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、IPソーシャルゲームの取組みにおいては、パートナーとの個別契約において、配信主体又は開発及び運営に係る費用負担並びに収益配分（レベニューシェア）等が定められており、各タイトル及びその取組形態ごとに当社グループに生じる収益及び費用やその利益率が異なるものとなっております。

## (ハ) 国内外のプラットフォーム運営事業者への依存及びその動向について

当社グループのソーシャルゲーム事業の多くは、国内外のプラットフォーム運営事業者を介して利用者にサービスを提供しており、各社の利用規約及び各社との契約内容を遵守し、サービスを運営しております。

今後、各社の事業方針に変更があった場合や当社グループのコンテンツが各社の基準を満たさないと判断された場合には、その対応に多大な費用等を要する可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループがユーザーへ販売したソーシャルゲームに係る利用料は各プラットフォーム運営事業者を通じて回収されます。各プラットフォーム運営事業者の事情により、当社グループへの支払いを行うことができなくなった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (ニ) 株式会社バンダイナムコエンターテインメントへの依存について

当社グループがソーシャルゲーム事業にて提供する複数のソーシャルゲームは、株式会社バンダイナムコエンターテインメントにより配信されており、同社配信のソーシャルゲームからの収益が当社グループのソーシャルゲーム事業全体の収益の多くを占めております。

株式会社バンダイナムコエンターテインメントと当社との関係は良好に推移しているものと認識しており、今後も当該関係を継続していく方針ではありますが、同社の事業方針に重大な変更があった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (ホ) ソーシャルゲームに関する法規制等について

当社グループは、ソーシャルゲームの利用環境向上を推進すべく、関連事業者からなる一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会に所属し、法規制及び業界内の各種ガイドラインを順守する方針であります。しかしながら、現行の法規制の新設、改正又は強化若しくは各種ガイドラインの変更等が行われた場合には、その対応に多大な費用等を要する可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (ヘ) サービスの健全性について

当社グループでは、コンテンツを配信する前に国内外のプラットフォーム運営事業者の基準や当社グループの基準に照らし、サービス及びその表現等の健全性を確保するように努めております。しかしながら、社会情勢の影響等により、当該基準が新設、変更又は強化された場合には、当社グループが提供するコンテンツを配信できなくなる可能性やその対応に多大な費用等を要する可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (ト) 著作物を利用したソーシャルゲームについて

当社グループの提供するコンテンツの中には、著作権者等から利用許諾を得て配信しているものがあります。今後も著作権者等と良好な関係を維持してまいります。著作権者等の方針変更等により、当社グループが利用許諾を得ることができなくなった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (チ) コンピュータシステムのリスクについて

当社グループが利用するコンピュータシステムの動作不良が生じた場合、当社グループの提供するサービスが中断又は停止する可能性があります。当社グループは、品質管理のため、サービスの提供を開始するまでの間にチェックリスト等により確認作業を行っていますが、コンピュータシステムの動作不良によりサービスが中断又は停止する事態が生じた場合には、損害賠償や信用低下等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループのサービスはサーバー等を介して提供しておりますが、一時的なアクセスの集中による負担の増加、自然災害、事故又は外部からの不正な侵入等が発生した場合には、サービスが停止する可能性があります。当社グループは、外部からの侵入等を防ぐための監視体制の強化、システムの二重化等の対策を行っております。しかしながら、重要なデータが消失又は漏洩した場合若しくはサーバーが利用できなくなった場合には、損害賠償や信用低下等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (リ) 広告メディアサービスの事業展開に伴うリスクについて

当社グループの広告メディアサービスが属するインターネット広告市場は、過年度において急速な成長を遂げてまいりました。しかしながら、広告市場は一般的に景気動向に左右されやすい傾向にあることから、その景気動向に変化が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、当社グループは市場シェアの拡大を目指すべく、既存サービスの改良及び付加価値の高いサービスの開発に取り組んでおります。しかしながら、必ずしもそうした取組みが当社グループのシェアの拡大及び競争力の向上に繋がるとは限らず、また、競争激化に伴う利益率の一層の低下や業界における規制、広告手法の多様化等が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (ヌ) 新規サービスの事業展開に伴うリスクについて

当社グループは、インターネット関連市場での新規サービスに積極的に参入することを経営方針としております。当社グループは、今後も、既存事業の基盤強化を継続的に行いながら、付加価値の高い新規サービスを展開していく方針であります。

しかしながら、新規サービスの開始に際しては、当社グループにおいて研究開発及びシステム開発に係る人員不足その他の要因により、事業立ち上げ等に想定以上の時間を要する場合や事業拡大及び収益獲得が当初の想定どおりに進捗しなかった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、新規サービスの事業展開においては、当社グループにおける体制構築やサービスの拡充及び健全性維持等のために新たな費用負担等が生じる場合があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (ル) 為替リスクについて

当社グループは、ソーシャルゲーム事業の一部において国外のプラットフォーム運営事業者を介して海外のユーザーに提供しており、当社グループが海外のユーザーへ販売したゲーム内のアイテム等の代金は国外のプラットフォーム運営事業者を通じて現地の通貨にて回収されます。今後、当初想定した為替レートと実勢レートに著しい乖離が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (ウ) ソフトウェアに係る減損処理等について

当社グループは、ソーシャルゲーム事業、広告事業及びメディア事業においてサービス提供のために開発したプログラム等については、資産性を考慮して「ソフトウェア」等として連結貸借対照表に計上し、一定の期間等に応じて償却を行っております。

今後において、個別のゲームタイトルやサービスについて、収益性低下や期待する収益が獲得出来ない又は見込めない等の状況が生じ、当該資産に係る投資回収が困難であると判断される場合には、減損損失や評価損等の計上を余儀なくされる可能性があり、これにより当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## 当社グループの運営・管理体制に関するリスクについて

## (イ) 創業者への依存について

当社グループにおいて、創業者である代表取締役社長内藤裕紀は、当社グループの経営方針及び事業戦略を決定するとともに、ビジネスモデルの構築から事業化に至るまで重要な役割を果たしております。また、今後も当社グループの業務全般においては、同氏の経営手腕に依存する部分が大きいと考えられます。

当社グループでは、取締役会及び経営会議等の重要会議において役員及び幹部社員の情報共有や経営組織の強化等により、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が業務執行を継続することが困難となった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (ロ) 人材の確保・育成について

当社グループは、今後も事業拡大を進めていくにあたり、優秀な人材を確保するとともに人材の育成が重要な課題であると認識しております。このため、採用活動の充実、人材流出の防止、研修体制の充実等に努めておりますが、必要とする人材の確保ができなかった場合や中核となる優秀な人材の流出等が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (ハ) 自然災害等について

当社グループの本店所在地は東京都にあり、他の地域に拠点を分散しておりません。このため、東京都において大地震、台風等の自然災害や火災等の事象により、業務の遂行が困難となった場合や設備の損壊、電力供給の停止又は制限等の不測の事態が発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、自然災害や火災等によるコンピュータシステムのリスクについては、「事業運営に関するリスク」の「(チ) コンピュータシステムのリスクについて」に記載しております。

## (ニ) 個人情報の保護に関するリスクについて

当社グループでは、一部のサービスにおいてユーザーに個人情報の登録を求めており、当社グループのデータベースサーバーには、メールアドレス等の個人情報がデータとして蓄積されております。また、採用活動の際に応募者の個人情報を受領し、その個人情報を一定期間保管します。これらの情報については、当社グループにおいて「個人情報保護に関する法律」を遵守すべく、当社グループの企業理念及び事業内容にふさわしい自主的なルール並びに体制をもって適正に取り扱うための「個人情報保護方針」を定めております。また、データへのアクセス権限の制限及び外部侵入防止のためのセキュリティ等の採用により当社グループの開発部門を中心に漏洩防止を図っております。しかしながら、社内管理体制の問題又は社外からの侵入等によりこれらのデータが外部に漏洩した場合には、損害賠償や信用低下等によって当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (ホ) 知的財産の管理について

当社グループでは、知的財産の管理において、その取扱いに関する留意事項を文書化した規程を設け、社内のみならず外部委託者にもこれを遵守するよう義務付けております。これまで知的財産権に関しての侵害訴訟等を提起されるような通知は受けておりませんが、第三者の権利を侵害した場合や今後当社グループの事業分野における第三者の特許権が新たに成立した場合には、損害賠償、使用差止等の請求を受ける可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの知的財産権が第三者から侵害されないよう保護に努めておりますが、その対応のために多額の費用が発生した場合や当社グループの知的財産権が第三者の権利侵害から保護されず、当社グループの競争優位性が保持されない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (ヘ) 投資活動及び事業提携に関するリスクについて

当社グループでは、将来の新規事業分野への参入や事業拡大のため、M&A等の投資活動を行っております。投資活動により事業規模が拡大した場合には、当社グループの収益構造が変化し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループが投資した時点で想定どおりに投資先が事業を展開できない場合やこれらの投資活動に伴って取得した出資持分等を含む資産が下落した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

この他、他社との事業提携により、サービスの充実や拡大を行うことがあります。提携先は慎重に選定を行いますが、提携先が何らかの事情により、提携を継続することが困難となった場合等には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## その他

## (イ) ストックオプションの行使による株式の希薄化について

当社グループは、取締役、監査等委員及び従業員等の長期的な企業価値向上に対する士気を高める目的等のためにストックオプションを付与しております。現在付与されている又は今後付与するストックオプションの行使が行われた場合、発行済株式総数が増加し、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があり、この株式価値の希薄化が株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

## (ロ) 利益配当について

当社は、株主への利益還元を最重要政策として位置付けており、利益還元の水準については経営成績及び財政状態の推移並びに研究開発投資等の実施状況及び今後の計画を十分に勘案して配当方針を決定しております。なお、当社は、現時点において配当原資である利益剰余金が累積損失によりマイナスとなっており、会社法の規定上、配当可能な状態にはありません。今後において、企業体質の強化と内部留保の更なる充実を図り、株主への利益配当を目指していく方針であります。配当実施時期等は未定であります。

## (ハ) 税務上の繰越欠損金について

当社グループは、平成28年3月期末において、税務上の繰越欠損金を有しております。今後において、当社グループの業績が順調に推移すること等により繰越欠損金が解消された場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当社グループの経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

## (ニ) 楽天株式会社との関係について

楽天株式会社は、平成28年9月30日現在において、当社の株式を19.24%保有する大株主であり、当社のその他の関係会社に該当します。同社と当社は合弁会社である株式会社ReDucateを設立し、平成26年11月5日よりソーシャルラーニング事業の運営を開始しており、また、同社の執行役員である石川智哉氏が当社の社外取締役を兼務する等、広範囲に亘る友好的な関係にあります。今後においても同社との関係を維持していく所存ではありますが、同社の方針に変更があった場合等には、当社グループの今後の事業展開及び資本政策に影響を及ぼす可能性があります。なお、株式会社ReDucateにつきましては、設立当初は当社グループの連結子会社でしたが、当社グループのソーシャルゲーム事業におけるIPソーシャルゲームに焦点をあてた戦略への転換及び楽天株式会社のソーシャルラーニング事業への更なる注力を受け、平成28年5月13日に第三者割当増資を実施した結果、当社の持分法適用関連会社へ異動いたしました。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ドリコム 本店  
(東京都目黒区下目黒一丁目8番1号 目黒雅叙園アルコタワー17階)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

### 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

### 第五部【特別情報】

該当事項はありません。